

届出・証明

戸籍

戸籍の届出

▶市民課戸籍係 ☎497-2038

戸籍は、日本人が出生してから死亡するまでの身分法上のできごと（出生・結婚・死亡など）を記録し、個人の身分関係を明らかにするものであり、主に相続・年金受給・海外渡航・結婚等の諸手続きの際に使われます。このように、身分関係を公証する上で大切な働きをしている戸籍は、皆さまの届出に基づいて記載されます。

出生届など各届出にはそれぞれ所定の届出用紙があります。例えば養子縁組届など、下記以外の届出の提出方法については、直接戸籍係へお問い合わせください。

戸籍証明書（全部事項証明書・個人事項証明書が必要なときは）

▶市民課戸籍係 ☎497-2038

戸籍の証明書の請求は、必ず本籍のある区市町村役場で行ってください。清瀬市に本籍がある方は、本人確認できるものを持参のうえ市民課または松山・野塩地域市民センター内出張所で請求してください。

なお、他人の戸籍の証明書の取得については、当事者間の権利の行使または義務の履行、国または地方公共団体への提出時などに限定されており、プライバシーの侵害や差別につながる不当な目的で請求することはできません。

主な届出の種類	届出期間	届出地	届出の際に持参していただくもの	届出人
出生届	生まれた日から14日以内	父・母の本籍地 届出人の所在地 出生地	出生届（出生証明書を含む）1通 母子健康手帳 印鑑（届出人のもの）	父または母 同居者 出産に立ち会った医師・助産師の順
婚姻届	届出をした時から法律上の効力が発生する	夫または妻の本籍地 夫または妻の所在地	婚姻届1通 夫妻双方の印鑑（旧姓の印鑑） 戸籍全部事項証明書1通（届出地に本籍がない場合）	夫・妻
離婚届	同上※裁判離婚の場合は調停成立・審判または判決確定の日から10日以内	夫妻の本籍地 夫妻の所在地	離婚届1通 夫妻双方の印鑑 審判書・判決の謄本など（裁判離婚） 戸籍全部事項証明書1通（届出地に本籍がない場合）	夫・妻 ※裁判離婚の場合は裁判の提起者
離婚の際に称していた氏を称する届	離婚の日から3か月以内	届出人の本籍地 届出人の所在地	離婚の際に称していた氏を称する届1通 印鑑（届出人のもの）	離婚によって婚姻前の氏に復した夫または妻
入籍届	届出をした時から法律上の効力が発生する	入籍者の本籍地 届出人の所在地	入籍届1通 印鑑（届出人のもの） 家庭裁判所の許可書の謄本 戸籍全部事項証明書1通（届出地に本籍または入籍する戸籍がない場合）	入籍者 ※15歳未満の場合は法定代理人
転籍届	届出をした時から法律上の効力が発生する	転籍者の本籍地 所在地 転籍地	転籍届1通 印鑑（届出人が2人の時は2個） 戸籍全部事項証明書1通（市内での転籍は不要）	筆頭者およびその配偶者
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地 届出人の所在地 死亡地	死亡届（死亡診断書含む）1通 印鑑（届出人のもの）	親族 同居者 家屋管理人など

※婚姻届、協議離婚届、認知届、養子縁組届、協議離婚届の際には本人確認を行っており、運転免許証等の提示を求めています。

※届書への押印は任意です。詳しくは、戸籍係へお問い合わせください。

※身分関係や氏名の変更に伴い、保険や手当て等に変更が生じる場合があります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。



住民登録（住民票）

転入・転出・市内転居などをした場合には、必ず届出をしましょう。届出がないと、選挙権の行使、義務教育の就学・国民健康保険への加入や給付など行政のサービスが受けられなくなります。

住所が変わるときは届出を

住所関係諸届一覧

※届出の際には、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証等）が必要です。

届出の種類	届出期間	持ってくる物	届出人	届出先
転入届 (市外から引っ越してきた時)	引っ越してきた日 から14日以内	①転出証明書 ②国民年金手帳（加入している人） ③住基カードまたはマイナンバーカード ※前住所で特例による転出届をした方は、住基カードまたは マイナンバーカード（暗証番号照合による）が必要です。	本人または 世帯主	市役所市民課 または松山・ 野塩地域市民 センター内出 張所
転居届（市内で引っ越した時）	引っ越した日から 14日以内	清瀬市から発行されている国民健康保険被保険者証（加入し ている人） ※転居届の際には住基カードまたはマイナンバーカードをお 持ちください。		
転出届（市外へ引っ越す時）	引っ越しする前			
世帯変更届 (世帯主の変更等があった時)	変更のあった日か ら14日以内			

届出・証明

各種更新手続き

住所が変わるときは届出を

印鑑登録は▶市民課住民係 ☎497-2037

国民健康保険は▶

保険年金課国保係 ☎497-2047、☎497-2048

後期高齢者医療は▶保険年金課高齢者保険係 ☎497-2050

国民年金は▶保険年金課年金係 ☎497-2049

児童手当など児童関係は▶子育て支援課助成係 ☎497-2088

生活保護関係は▶生活福祉課生活福祉係 ☎497-2070

中国残留邦人等支援給付事業は▶

生活福祉課庶務係 ☎497-2058

介護保険関係は▶

介護保険課管理係 ☎497-2079

介護サービス係 ☎497-2080

障害者関係は▶

障害福祉課庶務係 ☎497-2072

障害福祉係 ☎497-2073

小・中学校の転校手続きは▶

教育総務課学務係 ☎497-2539

水道の使用開始・中止・修繕のときは▶

東京都水道局多摩お客様センター

●引っ越し・契約の変更

固定電話から＝ナビダイヤル ☎0570-091-100

携帯電話から＝☎042-548-5100または☎0570-091-100

●料金・漏水修繕・その他の用件

固定電話＝ナビダイヤル ☎0570-091-101

携帯電話＝☎042-548-5110または☎0570-091-101

電気使用開始・中止のときは▶

東京電力多摩カスタマーセンター

●引っ越し・契約の変更 ☎0120-995-661

●停電・料金等の問い合わせ ☎0120-995-662

ガス使用開始・中止のときは▶

東京ガスお客様センター ナビダイヤル ☎0570-002211

ナビダイヤルをご利用できない場合 ☎03-3344-9100

※電力・ガスの自由化に伴い、上記以外と契約している場合は、契約している会社にお問い合わせください。



届出・証明

住民票の写しをとるには

▶ 市民課住民係 ☎497-2037

住民票の写しは、あなたが清瀬市民であることを公に証明する書類です。交付については本人確認できるものを持参のうえ、市役所市民課または松山・野塩地域市民センター内出張所で申請してください。

住民票の写しは、プライバシー保護のため詳細を省略して交付します。詳細の記載が必要な場合はお申し出ください。

市民課土曜窓口

▶ 市民課 ☎497-2037、☎497-2038

仕事などの都合により、平日に来庁することができない方のために、市民課土曜窓口を開設し、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明等の交付業務や住民異動届等の受け付けを行っています。

また、取扱業務につきましては、他の役所等へ確認が必要なものなど、平日と同様には取り扱えないものもありますので、ご了承ください。

【開設場所】市役所市民課（出張所では開設しておりません）

【開設日】毎週土曜日

※祝日の土曜日と年末年始（12月29日～1月3日）は開設しません。

【開設時間】午前8時30分～午後5時（正午～午後1時は除く）

【取扱業務】以下のとおり

※土曜日の窓口体制は、平日と異なり勤務する職員が少ないため、お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

市民課土曜窓口の主な取扱業務

- ▶ 戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書（戸籍の謄本・抄本等）
- ▶ 除籍の全部事項証明書・個人事項証明書（除籍の謄本・抄本等）

- ▶ 印鑑登録証明書
- ▶ 身分証明書
- ▶ 住民票の写しの証明（除住民票・現況届を含む）
※広域交付住民票の写しの交付はできません
- ▶ 戸籍の附票の写しの証明（除戸籍附票含む）
- ▶ 住民票記載事項証明書
- ▶ 印鑑登録・廃止の申請
- ▶ 住民異動届（転入届、転出届、転居届）
※マイナンバーカードによる転入・転出の手続きはできない場合があります。
- ▶ 戸籍の届書の受け付け（戸籍法に基づく届出受理は行いませんので、受理証明書などの即日発行はできません）
- ▶ マイナンバーカードの交付等（午前8時30分～11時30分、午後1時～4時）
- ▶ 自動車臨時運行許可（仮ナンバー貸与）業務
- ▶ 課税証明書の交付
- ▶ 住民異動を伴う国民健康保険の資格取得、喪失および国民年金の住所変更に係る書類の預かり
- ▶ 住民異動を伴う乳幼児医療、児童手当申請書および義務教育就学児医療申請書の預かり

印鑑登録・各種証明書

印鑑登録の手続き

▶ 市民課住民係 ☎497-2037

清瀬市に住民登録をされている方は、1人1個に限り印鑑（実印）の登録ができます。登録しようとする印鑑を持って、直接市役所市民課または松山・野塩地域市民センター内出張所においでください。

電気設備工事・空調設備工事 東久留米市

どんな小さな工事でもイナバデンキにお任せ下さい！

株式会社 因幡電機

屋内・屋外を問わず、電気設備業務全般を承ります。皆様のご自宅のお困りごとなど、まずはご相談下さい！

■東久留米市前沢5-24-21
■TEL:042-473-5515 ■FAX:042-473-8808
■営業時間/10:00～18:00 ■定休日/日曜・祝日・第2土曜
■URL:https://www.inaba-d.co.jp



P あり



手続きをする人	本人		代理人（病気ややむを得ないとき）
登録する印鑑のほかに必要なもの	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスや割印のあるもの（運転免許証、パスポート等） ②外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書 ③都内で印鑑登録している方の保証書（申請用紙に印刷されている欄に保証人の署名、登録印押印等） ※保証人が市外の場合には、その方の印鑑証明書が必要です。	・左記①②の書類のない場合 本人あて郵便で照会しますので、そのなかの回答書（署名、押印等をして）と本人確認のできる書面を、照会した日から30日以内に申請された市役所市民課または松山・野塩地域市民センター内出張所にお持ちください。	代理人選任届（収入印紙不要、書面は下記を参照）または委任状が必要です。登録申請について本人あて郵便で照会しますので、そのなかの回答書（署名、押印等をして）と本人確認のできる書面を、照会した日から30日以内に申請された市役所市民課または松山・野塩地域市民センター内出張所にお持ちください。
登録日	即日（申請日）	回答書持参の日	
備考	・登録した方に印鑑登録証（手数料150円）をお渡しします。 ・回答書を代理人がお持ちになる場合は、代理人選任届（回答用紙に印刷されている欄に記入する）と本人と代理人の本人確認ができる書面が必要です。		

※満15歳未満は登録できません（成年被後見人の方は窓口でお問い合わせください）。
※登録する印鑑には、大きさや印刻文字に制限があります。
※登録できない印鑑：機械で大量に作られたもの（認印等）、変形しやすいもの（ゴム・合成樹脂製等）、欠損があるものや外枠がないもの、装飾の施されたもの、氏名以外の文字や記号の入ったもの、逆さ彫りのもの。

■ 代理人選任届の書式

代理人選任届 見本

清瀬市長 殿

令和 年 月 日

委任者 住所（登録者）
氏名 実印
生年月日

私は、下記の者を代理人として、_____の権限を委任したので
お届けします。

代理人 住所
氏名 印
生年月日

- ・下線内は（印鑑登録申請・印鑑登録廃止申請・印鑑登録証亡失届）の該当する事項を記入してください。
- ・日付は選任届作成年月日。
- ・印鑑は登録する印鑑。
- ・便せん等を書いてください。
- ・本人が直筆してください。

印鑑登録証明書を取るには

▶ 市民課住民係 ☎497-2037

印鑑登録証（カード）を持って、直接市役所市民課または松山・野塩地域市民センター内出張所においでください。

手続きをする人	本人	代理人
手続きに必要なもの	印鑑登録証	印鑑登録者の住所・氏名・生年月日確認と印鑑登録証（同世帯でない方は本人確認できる資料が必要です）
備考	印鑑登録証をお持ちいただかないと印鑑登録証明書は発行できません。印鑑登録証明書が必要な場合で、印鑑登録証を紛失された方は、まず「印鑑登録証亡失届」をお出しいただき、改めて「印鑑登録の手続き」が必要です。	

主な証明書の種類と手数料一覧（清瀬市）

▶ 市民課住民係 ☎497-2037

種類	請求場所	料金
戸籍証明書	本籍のある区市町村役場	1 通450円
	除籍のある区市町村役場	1 通750円
戸籍届出書の受理証明書	届出をした区市町村役場	1 通350円
身分証明書	本籍のある区市町村役場	1 通300円
戸籍の附票の写し		
住民票の写し	住所地の区市町村役場	1 通300円
住民票記載事項証明		
不在籍・不在住証明書	該当地の区市町村役場	1 通300円
印鑑登録証明書	住所地の区市町村役場	1 通300円

※上記は清瀬市の手数料の金額です。手数料は各区市町村の条例等で定められています。清瀬市以外に請求するときは、電話等でご確認ください。



印鑑

詳細マップ5図 C-5

清瀬のはんこ専門店

小池 印 房

はんこの事なら、なんでもご相談下さい

■清瀬市松山3-17-5
■TEL:042-493-3555 ■FAX:042-492-0956
■営業時間／9:30～18:30 ■定休日／日曜・祝日

P あり

届出・証明

郵送で申請・受け取りができる証明書一覧

受け取れる書類	申込方法	受取先	問い合わせ
①戸籍証明書 ②住民票の写し等 ③公的年金現況届 ④転出証明書	手数料（定額小為替・普通小為替）と返信用封筒（切手貼付）、 本人確認のできる書面の写しが必要 〒204-8511清瀬市中里5-842清瀬市役所市民課へ郵送	自宅へ郵送（住民登録地）	市民課住民係

※上記①～③の手数料は以下のとおりです。

①の種類	手数料	②・③の種類	手数料
戸籍の謄本・抄本	1通 450円	身分証明（公的年金現況届）	1通400円
除籍の謄本・抄本	1通 750円	住民票の写し	
戸籍の記載事項証明	1通 350円	戸籍の附票の写し	
除籍の記載事項証明	1通 450円	除かれた住民票の写し	
届出・申請の受理または届書その他の記載事項証明	1通 350円	除かれた附票の写し	
届出の受理についての証明（上質紙）	1通1,400円	住民票記載事項証明	
埋火葬に関する証明（埋火葬許可証の写し）	1通 300円	戸籍の附票の記載事項証明	
		不在住証明	
		不在籍証明	

コンビニ交付について

▶市民課住民係 ☎497-2037

マイナンバーカードを利用して、清瀬市が発行する証明書が、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービスです。

発行できる証明書の種類	住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書（※）、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票
利用できるコンビニエンスストア等	全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ等
交付時間	午前6時30分～午後11時（年末年始および機器メンテナンス時を除く）
利用できる方	利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方で、15歳以上の方
利用できない方	成年被後見人、15歳未満の方

※現年度分、前年度分、前々年度分を取得できます。未申告の方は発行できません。

また、必要とする年度の1月1日および発行日現在で清瀬市に住民登録がある方に限ります。

コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です。カード作成には約1か月かかりますので、利用を希望される方はお早めにご申請ください。



マイナンバーカード（個人番号カード）

▶市民課住民係 ☎497-2037

マイナンバーカードは申請することにより交付される、顔写真付ICカードです。表面に顔写真、氏名・住所・生年月日・性別、裏面にマイナンバーが記載されているので、マイナンバーの確認および身元確認のための本人確認書類としてお持ちいただけます。また、マイナンバーカードには公的個人認証（電子証明書）のサービスが標準搭載されており、e-Taxの確定申告等で文書を伴う電子申請（15歳未満の方はご利用になれません）やマイナポータルのログイン等、本人であることの認証手段としてご利用いただけます。

申請方法	個人番号通知書と一緒に送られる「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」により、郵送またはオンラインで申請（申請書の内容に変更がある場合は市民課、松山・野塩出張所で新しい「個人番号カード交付申請書」を取得してください）
交付場所	本庁市民課【1階：マイナンバーカード交付室】 ※交付準備ができた旨を通知書（はがき）によりお知らせします。
交付時間	平日 午前8時30分～午後4時30分 土曜窓口 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時
カードの有効期限	発行日から申請者の10回目の誕生日まで（20歳未満は容姿の変化が大きいため申請者の5回目の誕生日まで）
カードの交付手数料	初回は無料（再交付は有料）
公的個人認証（電子証明書）有効期限	発行日から5回目の誕生日まで

電子申請サービス（インターネットからの行政手続き）

▶情報政策課情報推進係 ☎497-1845

一部の行政手続きについて、インターネットを利用でき、場所や時間にとらわれず、申請等を行うことができます。「東京電子自治体共同運営サービス」と「ぴったりサービス」の2種類を準備しており、サービスごとに利用できる手続きが決まっています。

■電子申請の主な流れ

ご自宅のパソコンや、スマートフォンから申請画面に必要事項を入力し、申請を行います。申請を受けた各担当課で審査を行い、結果通知をお送りします。手続きによっては、申請後に指定の場所へお越しいただく必要があります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

■東京電子自治体共同運営サービス

市では、東京都および都内各市町村が共同で運営する、東京電子自治体共同運営サービスに参加し、電子申請ができるWEBサイト（下記）を設けています。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/govTopSmart.do?govCode=13221>

※こちらは、検索サイトにて「清瀬市東京共同電子申請届出サービス」のキーワードで検索することもできます。

上記のWEBサイトにてご希望の手続きを選び、申請することができます。

▶申請に必要なもの

- ・パソコンまたはスマートフォン（ただし、一部の申請はスマートフォン未対応）
- ・ICカードリーダー（パソコンの場合。申請によっては必要になります）
- ・マイナンバーカード（電子証明書付。申請によっては必要になります）

▶東京電子自治体共同運営サービスで申請できる主な手続き（一部抜粋）

手続き	担当課担当係
各種がん検診申請	健康推進課健康推進係
子育て・キラリ・クーポン券および商品券	子ども家庭支援センター子ども家庭支援係

※上記の申請については、スマートフォンからも申し込みます。その他の手続きについては、電子申請ポータルサイト



届出・証明

をご覧ください。

▶ 電子申請システムの操作に困ったらヘルプデスクへ
東京電子自治体共同運営サービスヘルプデスク

☎0120-03-0664（受付時間は平日午前8時30分～午後6時。ただし、年末年始を除く）

FAX：0120-60-5392（受付時間は24時間365日。ただし、計画停止日を除く）

▶ ぴったりサービス

内閣府が運営する「マイナポータル」のWEBサイト（<https://myna.go.jp>）から、利用可能なサービスを検索して申請することができます。

▶ 申請に必要なもの

- スマートフォンまたはパソコン

- ICカードリーダー（パソコンの場合※）

※対応機種は公的個人認証サービスの以下のWEBサイトでご確認ください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

- マイナンバーカード（電子証明書付）

▶ ぴったりサービスで申請できる主な手続き（一部抜粋）

手続き	担当課担当係
児童手当の現況届	子育て支援課 助成係
児童手当の受給資格および額についての認定請求	
児童手当の氏名変更／住所変更等の届出	
児童手当の受給事由消滅の届出	

メール一斉配信サービス（携帯電話、スマートフォン、パソコンへの電子メールを利用した情報配信サービス）

市では、市の行政情報やイベント開催などのお知らせ、市内の防犯・防災情報を配信するメール一斉配信サービスを行っています。配信を希望される方は、あらかじめメールアドレスの登録が必要になります。

■ 配信する情報の種類

配信情報	配信内容
安心安全	市内における警視庁からの防犯情報（犯罪発生情報や不審者情報）・市内における防災情報
行政・イベント情報	市内の行政情報やイベントなどに関する情報

■ 登録方法

kiyosemail@kiyose-mailhaishin.jpへ 空メールまたは右記二次元コードを読み取り、空メールを送信します。その後、画面に表示される手順で登録を行ってください。



詳しくは、清瀬市ホームページをご覧ください。

■ 市立小中学校等にお子さまが在籍している保護者のみなさまへ

メール一斉配信サービスは、災害時のお子さまの状況や不審者情報等の緊急連絡を市立小中学校、認可保育園、学童クラブ単位で配信しています。

配信登録を希望される方は、お子さまの在籍する学校等にお問い合わせください。

